

平成 29 年度役員等報酬基準について

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

※ 役員等報酬基準

役員（理事・監事）及び評議員に対して報酬等は、定款規程により、支給しないことになっております。又今期においても支給しておりません。

平成 30 年 5 月 26 日

千葉県東金市極楽寺 163 番 1

社会福祉法人 福福会

施設長 市川 浩

(揭示責任者)